

## 1 委員の再任

自治協のさらなる活性化に向け、団体としての発言ができる委員を選出しやすくするため、再任回数の上限を条例上無くし、各区自治協議会で独自の取扱いができるよう定める。

### ○ 委員の区分

区自治協議会は、地域コミュニティ協議会等又は公共的団体等から選出される団体選出委員（第1号及び第2号）と、その他の個人委員（第3号）とで構成する。

### ○ 委員の再任

委員の再任については、第6期（平成29年度～平成30年度）まで再任回数の上限を設けていたが、地域団体代表者等の再任が制限されているという課題等があるとした「新潟市区自治協議会のあり方検討委員会（平成29年度）」での議論を踏まえ、条例上再任回数の上限を無くすこととする。

一方で持続的な自治の推進を実現していくためには、地域の諸課題に取り組む人材の育成・確保や、多様な区民意見の反映といった点も考慮する必要があることから、委員の選任について定めた「新潟市附属機関等に関する指針」に基づきつつ、区自治協議会の判断で各区の実情に応じた取扱いができるものとする。

なお、公募による委員については、区民による区政への参画機会を確保するため、再任回数の上限は1回とする。

参考：新潟市附属機関等に関する指針（抜粋）

（委員の選任）

第5条 附属機関の委員は、当該附属機関の機能が十分に発揮されるよう、その設置目的をふまえて広く各界各層から選任することとし、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

（1）～（4）省略

（5）委員を再任する場合は、通算の在任期間が6年を超えないものとする。

（6）委員の併任は、3の附属機関等までとする。

（7）委員の一部は、公募により選任する。

2 次のいずれかに該当する者を附属機関の委員に選任する場合は、前項第4号から第6号までの規定を適用しないことができる。

（1）所掌事務に密接な関連を有する団体からの推薦により選任している者又はこれに準ずると認められる者

（2）専門知識、経歴等に照らし、他の者に替えがたいと認められる者

3～6 省略

## 2 オブザーバーの参加

議論の深化と委員の負担軽減を期待し、団体選出委員については、属する団体の別の構成員も、必要に応じてオブザーバー参加できる旨を定める。

### ○ 委員以外の者の出席

会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができるものとした。この場合は、会議の協議及び議決に加わることはできず、会長の求めに応じ意見等を述べるものである。

本規定の主な対象者としては、特定の分野に精通した有識者のほか、団体選出委員の属する団体の構成員等を想定している。本規定に基づき、諸事情により委員が会議を欠席する場合であっても、円滑な情報共有等を図るために、当該団体の構成員を会議へ出席させることができる。

### ○ 部会

部会又は部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を部会に出席させることができる。本規定に基づき、団体選出委員の属する団体の構成員を部会に出席させることもできる。

## 3 必須意見聴取の対象とする施設

必須意見聴取の対象を、特に審議が必要な施設とする。

### ○ 新潟市区役所組織規則に規定する区役所が管理する施設のうち、区民への影響が大きい次に掲げるものの設置及び廃止並びに指定管理者制度の導入

#### 【対象となる施設】

施設種別	例 示
庁舎系施設	区役所、出張所、連絡所など
コミュニティ施設	市民会館、コミュニティセンター、コミュニティハウスなど
文化施設	文化会館、美術館、博物館、資料館など
スポーツ施設	体育施設
レクリエーション施設	観光施設
子育て支援施設	保育園、児童館、子育て支援センターなど
高齢福祉施設	デイサービスセンター、老人憩いの家など
保健施設	保健福祉センター、健康センターなど
都市公園	地区公園、総合公園
産業系施設	勤労者会館